

令和3年2月4日

緊急事態宣言延長を踏まえた Go To 商店街事業の取扱いについて

令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）までの間、国より緊急事態宣言が発出されていたところ、今般、その期間について令和3年3月7日（日）まで延長することが決定されました。

Go To 商店街事業について、令和2年12月28日（月）から令和3年2月7日（日）までの期間、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止していたところですが、緊急事態宣言延長決定を踏まえ、令和3年2月8日（月）以降についても本措置を継続することとします。

なお、本事業の事業実施期間は、令和3年2月14日（日）を期限としておりましたので、本措置継続により、現時点、集客を伴う商店街イベント等は実施が困難となりました。

事務局では、本措置により集客を伴う商店街イベント等を停止された事業者（商店街等）及び現在審査停止中で今後採択される事業者が計画変更や事業実施期間を十分に確保できるよう、事業実施期間を延長することを中小企業庁と調整しております。詳細につきましては、決定次第、事務局より対象となる各事業者あてにお知らせ致します。

<補足>

- ・ オンラインイベント、プロモーションや商材開発等の集客を伴う商店街イベント等以外の事業については、引き続き実施が可能です。
- ・ 現在審査中の案件について、引き続き、その審査を一時停止することと致します。
- ・ 既に発生した費用がある場合、事務局より事業者に対して一定のルールに基づいて当該代金を支払うこととし、また、事業者より事業実施時期等の事業計画の変更希望があった場合は、柔軟に対応することとしております。
- ・ 令和2年度第3次補正予算に Go To 商店街事業の継続（30億円）が盛り込まれております。詳細につきましては、後日、中小企業庁から公表される予定です。

<本件に関するお問い合わせ先>

Go To 商店街 事務局

電話：03-5544-7612

お問い合わせ時間 10：00～18：00 土日祝日を除く